

令和四年八月十五日受領
答弁 第二一六号

内閣衆質二〇九第二六号

令和四年八月十五日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出国道三号八女・広川バイパスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出国道三号八女・広川バイパスに関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「計画前（道路交通調査前）」、「地元関係者」及び「何らかの要望」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般国道三号の広川町から八女市までの区間のバイパス（以下「国道三号広川八女バイパス」という。）について、例えば、直近の国土交通省への要望の事例としては、令和四年七月二十一日になされた、福岡県知事及び福岡県議会議長から同省道路局長に対する早期の事業着手に関するものがある。

一の2について

お尋ねの「計画を作成することを決定した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般国道三号の広川町から八女市までの区間の既に供用されている道路（以下「現道三号」という。）において、周辺の道路状況等も踏まえた上で、渋滞、災害に対する脆弱性等の課題があることから、国道三号広川八女バイパスの整備が必要であると考えている。

一の3について

御指摘の「同バイパスに関する秘密」の意味するところが明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の1及び2について

お尋ねの「比較路線の設定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省九州地方整備局においては、国道三号広川八女バイパスの概略計画（「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」（平成二十五年七月二十九日付け国道経第七十四号・国道環調第十七号道路局企画課道路経済調査室長及び環境安全課道路環境調査室長連名通知）に定める「概略計画」をいう。以下同じ。）の検討に当たって、社会資本整備審議会道路分科会九州地方小委員会において、有識者の意見及び住民等への意見聴取の結果を踏まえ、地域の課題解決のために有効と考えられる複数のルート帯案を提示している。その後、同小委員会において、現道三号における渋滞緩和や災害時の代替性の確保等の整備効果や整備に要する費用等を踏まえ、これらのルート帯案の中から山側ルートバイパス案が対応方針案として了承されたことを受け、国土交通省において当該バイパス案を令和二年六月十八日に対応方針として決定している。

また、貨幣換算した便益を費用で除した費用便益比の算出も含めた費用対効果分析については、「国土

交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」(平成三十年三月三十日付け国官総第二百八十七号及び国官技第三百五号国土交通事務次官通知)に基づき、新規事業採択時評価において実施するものであり、概略計画の検討に当たっては実施していない。

二の3について

御指摘の「道路建設に際して」の意味するところが必ずしも明らかではないが、概略計画の決定に当たっては、学校も含めた支障となる物件の存在をあらかじめ把握した上で、地方公共団体等の意見も踏まえ、政策目標の確実な達成、効果の早期発現等の観点から、総合的に判断することとしている。

また、お尋ねの「広川町立上広川小学校が含まれる可能性」については、現在、福岡県において都市計画決定の進められているところであり、現段階でお答えすることは困難であるが、令和三年二月十日の福岡県都市計画審議会で同県が提出した都市計画案においては、国道三号広川八女バイパスが御指摘の小学校を通過するものとされていると承知している。

二の4について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

二の5及び三について

国道三号広川八女バイパスについては、現在、福岡県において都市計画決定の手續を進めているところであり、今後のスケジュールについて、現段階でお答えすることは困難であるが、当該手續の過程において、住民等への説明会も含め、必要な対応がとられるものと承知している。